

〔令和 7 年度 募集案内〕
「残そう・伝えよう！」生きものの保全事業

1 事業目的

県内の自然再生団体等が県内の小学校に対し、地域に生息・生育する希少生物※の調査や環境整備などの活動機会を継続して提供することで、児童が地域の豊かな自然を認識し、環境保全に対する関心を高めるとともに希少生物の保全が推進されることを目的とします。

※「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物（改訂最新版）」掲載種

2 補助対象事業等の内容

補助金交付の対象者、経費、費目、補助率、補助限度額は、次のとおりとします。

補助事業者	県内の自然再生団体等
補助対象経費	県内の小学生とともに希少生物の調査や環境整備など保全活動を実施するために要する経費
補助対象費目	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、構築物費、委託料、使用料および賃借料とする。ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。（別表 1 を参照）
補 助 率	1 0 / 1 0
補 助 限 度 額	2 0 0 千円

3 応募方法等

募集期間内に、申請書様式に必要事項を記載の上、郵送、持参、メールのいずれかにより、申請書を下記提出先に提出してください。

応募条件

- ・申請者は、県内を拠点に活動を行う自然再生団体等であること。
- ・保全対象となる、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物を設定した保全活動を行うこと。
- ・県内小学生に対し、保全対象の動植物についての学習機会を提供すること。
- ・小学校との調整が行われていること。

(1) 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 1 5 日（火）

(2) 申請書提出先

〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1
福井県エネルギー環境部自然環境課 自然環境保全グループ
TEL : 0776-20-0306 FAX : 0776-20-0635
E-mail : shizen@pref.fukui.lg.jp

(3) 申請書類

「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業 実施要領の各様式参照

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
- 補助金所要額調書（様式第3号）
- 事業収支予算書（様式第4号）
- 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別紙1）※1
- 地方消費税の納税証明書 ※1
- 補助事業に係る小学校長から当該補助事業者への依頼書（写し）
- その他参考となる書類（活動実績を把握できる資料、団体の規約・会則など）
- 3回を超えて補助金の交付を受けようとする団体は、この事業による成果を科学的にまとめた資料

※1 補助事業者が次の団体である場合を除く

- a 収益事業を行わず法人二税等が非課税である任意団体または法人
- b 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

4 スケジュール等

- 4月 1日 : 応募開始
- 4月15日 : 募集〆切
- 4月 下旬 : 交付の内示/交付決定通知

(別表 1) 補助対象経費

経費の区分	内 容 (例)
賃金	活動に直接関わる人件費 (例) 希少生物等の生息生育環境調査や保全活動作業 (草刈り、泥上げ、農作業、除間伐等) に係る従事者の賃金 (上限 1,000 円/時間)
報償費	専門家の技術指導を受ける場合の講師謝金 (内部講師を含む) (上限 10,000 円/人/回) ※ただし、県および県が事務局を務める団体の事業 (例: 環境ふくい推進協議会 環境アドバイザー制度) にて報償費を支払う事例については、対象外
旅費	講師旅費 (内部講師を含む)、調査旅費、活動参加者旅費 (車での移動の場合は、37 円/km で計算した額を上限とする) ...〈計算例〉...片道 18.4 km を 4 回往復した場合 ○正しい例) $18.4 \times 2 = 36.8$ $36 \times 37 \times 4 = 5328$ (まず 1 往復分の距離を計算し小数点以下を切り捨て、その後単価と回数を計算する) ×誤った例 1) $18.4 \times 2 \times 37 = 1361.6$ $1361 \times 4 = 5444$ ×誤った例 2) $18.4 \times 2 \times 4 \times 37 = 5446.4$
需用費	活動実施に直接必要となる消耗品等の購入費 (例) 生き物観察や保全活動機材 (クワ、スコップ、たも網、図鑑等)、事務用品、草刈機等の燃料、保全活動に要する資材 (杭や土嚢等の農業・土木資材等)、案内看板)、印刷製本費 (生き物観察会や保全活動に必要な資料の印刷)
役務費	活動実施に直接必要となる通信運搬費、郵便料等 (例) 通信運搬費 (募集案内、講師依頼書等の郵送費用等) ※電話料は対象外 補助対象経費を口座振替で支払う場合に必要な経費 (例) 振込手数料 保全活動等の従事者にかかる保険料 (例) ボランティア等の傷害保険料
構築物費	団体では行うことができない構築物の建設や据付け等にかかる費用 (例) 巣塔の建設、木道の整備
委託料	団体では行うことができない専門的な作業や調査等にかかる費用 (例) 希少種の生息数調査
使用料および賃借料	会議室使用料、土地・建物借上料、機械・自動車借上料等 (例) 児童が小学校と体験場所等の間を移動するために必要なバス借上げ料、会場借上げ料、環境整備に用いる運搬トラックや重機等の賃借料 等
その他	上記のほか、福井県知事が必要と認める経費 ※福井県自然環境課と事前に協議すること。